

被保険者各位

平成 25 年 3 月 1 日

テルモ健康保険組合
理事長 松本幸助



公 告

テルモ健康保険組合の規約の一部を変更したので、これを公告します。

第 4 条中の「株式会社医器研 埼玉県狭山市」および「テルモメディカルケア株式会社 東京都渋谷区」を削除する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 2 5 年 3 月 1 日から適用する。